

令和3年度～5年度（令和5年度） 滝川市虐待報告（障がい者）

1 虐待通報件数

	通報件数	実人数	虐待有と判断
令和3年度	4件	4人	2件
令和4年度	5件	5人	3件
令和5年度	12件	12人	5件

※令和5年度は12月末現在

2 虐待通報の種別内訳

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	ネグレクト
令和3年度	2件	1件	0件	1件	0件
令和4年度	5件	0件	0件	0件	0件
令和5年度	10件	2件	0件	0件	0件

3 虐待通報者内訳

	本人	家族	施設職員	警察	民生委員等	医療機関	知人等
令和3年度	2件	0件	1件	0件	0件	1件	0件
令和4年度	4件	0件	0件	0件	0件	1件	0件
令和5年度	10件	0件	2件	0件	0件	0件	0件

4 被虐待者の性別（通報件数による内訳）

	男性	女性
令和3年度	3人	1人
令和4年度	4人	1人
令和5年度	7人	5人

5 被虐待者の年齢（通報件数による内訳）

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代～	
令和3年度	1人	1人	0人	0人	0人	1人	※1人不明
令和4年度	1人	3人	1人	0人	0人	0人	
令和5年度	1人	0人	2人	4人	1人	3人	※1人不明

6 養護者等（通報件数による内訳）

	配偶者	子ども	親	使用者	施設	その他
令和3年度	0人	0人	1人	0人	1人	2人
令和4年度	2人	0人	1人	0人	1人	1人
令和5年度	8人	0人	2人	0人	1人	1人

7 養護者等の年齢（通報件数による内訳）

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代～	不明
令和3年度	0人	0人	0人	1人	0人	1人	2人
令和4年度	0人	2人	1人	0人	0人	1人	1人
令和5年度	0人	0人	2人	3人	2人	3人	2人

8 虐待と判断した件数

令和3年度	2件
令和4年度	3件
令和5年度	5件

9 虐待通報の概要（「8」の概要）

	虐待の区分		虐待の種別	事案の概要	通報先
令和3年度	1	養護者	身体的虐待	午後6時頃、障がい者（精神障がい 25歳）が加湿器を床に落とし、養護者（母 60歳）が床を拭いていた際、障がい者が養護者に対して「カーベットを捨てれば良い。」と言ったところ養護者が激昂し、障がい者に対して加湿器を投げつけたもの。その後も障がい者は養護者と同居を継続しており、市に対して本件虐待の対応を求めておらず、終結とした。	滝川警察署
	2	施設従事者	心理的虐待	施設従事者（障がい者の入居先のGH管理者）が障がい者（他市実施機関により詳細不明）に対して、その意思に沿わない支援（不調時に頓服薬がもらえない、全ての金銭管理が施設従事者によりなされていることからこずかい銭も与えられない等）が行われ、これらの支援を心理的虐待等と判断し、施設従事者に対して対応を指示し、北海道（空知総合振興局）へ報告したもの。この後、当該障がい者は別のGHへ転居しており、終結とした。	虐待防止センター
令和4年度	1	養護者	身体的虐待	障がい者（精神障がい疑い 26歳）、養護者（夫 22歳）双方が市内の店で飲酒し、午前7時頃、帰宅したが、帰宅後も飲酒を続けたところ口論へ発展し、障がい者が包丁を持ち出し、自身の首に当て「死んでやる。」旨申し立てたことから養護者がそれを阻止しようとして掴みかかったもの。その後も障がい者は養護者と同居を継続しており、市に対して本件虐待の対応を求めておらず、終結とした。	滝川警察署
	2	養護者	身体的虐待	上記1と同一世帯。午前6時30分頃、飲酒状態の障がい者と養護者が自宅で飼育する猫の世話について話をしている最中、養護者が寝入ったことに立腹した障がい者が、髪を掴み上げて起こしたところ、養護者からみぞおちを1回足蹴りされたため、左首を引っ掻いたもの。その後も障がい者は養護者と同居を継続しており、市に対して本件虐待の対応を求めておらず、終結とした。	滝川警察署
	3	養護者	身体的虐待	障がい者（精神障がい 26歳）は、養護者（内縁の夫 31歳）と養護者の実家にて同居していたが、障がい者が養護者に内緒で家を飛び出し、市外の実家に帰ろうとしたところ養護者に連れ戻され、「殺すぞ。」、「ボコボコにしてやる。」等の危害言動に加え、ビンタ、足蹴りなどの暴行を受けたもの。その後、障がい者は他市へ転居しており、市に対して本件虐待の対応を求めておらず、終結とした。	滝川警察署
令和5年度	1	養護者	身体的虐待	午後2時頃、養護者（妻（精神障がい） 33歳）が障がい者（精神障がい 32歳）に対して将来に対する不安などを相談したところ、障がい者が特に反応を示さなかったことに憤慨し、養護者が突如、障がい者の腕を引っ掻くなどの暴行を加えたもの。その後も障がい者は養護者と同居を継続しており、市に対して本件虐待の対応を求めておらず、終結とした。	滝川警察署
	2	養護者	身体的虐待	上記1と同一世帯。午後7時頃、養護者が他市の医療機関を受診後、帰宅し、障がい者が処方薬を居間に放り投げ、涼んでいたことに端を発し口論に発展し、障がい者が養護者から蹴る際などされ、右腕にひっかき傷を負ったもの。度重なる通報となったが、障がい者は日中活動を開始し、養護者の通院頻度も短くし、主治医へ相談できる体制が取られるなど環境の改善が図られているため、関係機関とともに見守りを継続することとした。	滝川警察署
	3	養護者	身体的虐待	障がい者（精神障がい 63歳）と養護者（夫（精神障がい） 65歳）は夫婦で禁煙していたにも関わらず、障がい者が喫煙している状況を養護者が発見し口論となった。口論中に障がい者は養護者が隣人女性から野菜等をもらって仲良くしていることから不倫を疑ったところ養護者が激昂し、障がい者の首を両手で掴む暴力を振るった。首を掴まれた障がい者は養護者の両手を払いのけ、養護者の腹を一発蹴る暴力を振るった。その後も障がい者は養護者と同居を継続しており、市に対して本件虐待の対応を求めておらず、終結とした。	滝川警察署
	4	養護者	身体的虐待	障がい者と養護者の夫婦であるが、それぞれが障がい者及び養護者として通報されたもの。養護者（妻（知的障がい） 40歳）が午後11時頃掃除機をかけていたことに障がい者（夫（精神障がい） 64歳）が憤慨し、叫びながら玄関においていた鉄製のハンマーを持ち出し、養護者に向け、それに対抗するように養護者が障がい者に対して包丁を向けたもの。以前より障がい者は脳出血を患って会話、歩行がおぼつかないためハンマーを持ち出すことが一種の意思表示となっているとのことであった。その後も障がい者は養護者と同居を継続しており、市に対して本件虐待の対応を求めておらず、終結とした。	滝川警察署
	5	養護者	身体的虐待	上記4と同一世帯。上記同様それぞれが障がい者及び養護者として通報されたもの。午後7時頃、養護者（妻）が障がい者（夫）に夕食を食べさせている最中に障がい者がむせたため他の食べ物を食べさせようとしたところ、障がい者が憤慨し、養護者の胸ぐらを掴み耳を引っ張る暴行を加えたところ、養護者がそれに対抗し所持していたスマートフォンで障がい者の頭を叩き出血させる傷害を負わせたもの。その後、障がい者は入院となり、退院後滝川市外へ転居、養護者は市外の実家へ戻ることが検討されているもの。	滝川警察署